

令和6年度 長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者募集要項

生活困窮世帯の子どもたちの学習にかかる経済的負担を軽減し、子どもの学力アップを応援することを目的に、学習塾等が実施する学校外教育サービスの利用に係る経費を補助する「長岡市子どもの学力アップ応援事業」において、子どもが利用できる学習塾等（参画事業者）の登録を受け付けます。

1 本事業の概要

参画事業者として登録した学習塾等が提供する学校外教育サービスの利用料について、10万円を限度に補助金を交付します。

【対象生徒】

長岡市内に居住し、かつ補助金を受けようとする年度において、生活保護を受けている世帯及び就学援助を受けている世帯の中学校3年生

【補助金交付対象者】

対象生徒の保護者で、長岡市へ補助金交付申請を行い交付決定を受けた者

【補助対象経費】

補助金の対象となる経費は、参画事業者が提供する学校外教育サービスの利用にかかる経費のうち、次の経費

入学金（入会金）、授業料（受講料）、受験料（試験料）、教材・教具費、諸雑費、その他、市が認める経費

※補助金の対象となる学校外教育サービスを受けるには、補助金交付決定通知書の提示が必要

【補助金の利用期間】

補助金の交付決定年度の8月1日から翌年3月31日

【補助金の支払い】

学校外教育サービスの利用にかかる補助金は、補助金交付対象者の同意に基づき、学校外教育サービスを提供した参画事業者（学習塾等）に支払います。（利用者に代わり、市が補助金をもって参画事業者（学習塾等）に利用料を支払います。）

参考：別紙「長岡市子どもの学力アップ応援事業補助金フロー」

2 参画事業者の登録申請

補助金は、長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者（以下、「参画事業者」という。）に登録した学習塾等が提供する学校外教育サービスの利用料が対象になります。

■登録の要件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

（1）本事業の趣旨・目的に賛同し、中学校3年生の学力向上ならびに心とからだの健全な発

達に寄与する良質な学校外教育サービスを提供し、子どもを育成する取組みの一翼を担う意思と意欲を持った事業者であること

- (2) 補助金の不正受領の防止はもとより、本事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際しての利用者の安全・安心を確保すること
- (3) 中学校3年生を対象とする学校外教育サービスを有償で提供し、参画事業者登録以降も継続して学校外教育サービスを提供する民間の事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること
- (4) 提供する学校外教育サービスが、集団又は個別、及びオンラインにて補習、進学指導等の学習指導を行うプログラムであること
- (5) サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること
- (6) 「7 補助金交付決定通知書の有効性の確認」に定める方法により、補助金の対象となる利用生徒の本人確認が実施できること
- (7) 「12 補助金の請求」に定める請求方法により、実績報告書の作成、請求事務等が実施できること
- (8) 名簿、出席・指導記録等の記録が整備され、生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること
- (9) 本事業の効果測定のために、市長が実施する調査に協力すること
- (10) 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること
- (11) 個人情報の保護について万全を期していること
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (13) 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと
- (14) 納税義務者にあっては、納税すべき税金を完納していること
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- (16) 公序良俗に反する活動をしていないこと
- (17) 長岡市子どもの学力アップ応援事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること

■登録申請

- (1) 受付期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月24日（金）まで

- (2) 申請方法

次の区分に応じて、必要書類を長岡市教育委員会子ども・子育て課までご提出ください。
(郵送可)

同一事業者で複数の教室を登録する場合は、それぞれ登録申請書類を提出してください。

ただし、2つ以上の教室を追加登録の場合は、②は1部のみ提出してください。

法 人	①	長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録申請書（別紙様式1）
	②	法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可） ※継続で登録の場合、内容等に変更がなければ提出不要です。

任意団体	①	長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録申請書（別紙様式1）
	②	団体の規約等
	③	役員名簿
	④	直近の法人税納税証明書（その2） ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ※継続で登録の場合、事業形態等に変更がなければ提出不要です。

個 人	①	長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録申請書（別紙様式1）
	②	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出。 ※継続で登録の場合、事業形態等に変更がなければ提出不要です。

【提出先】

〒940-0084

長岡市幸町2-1-1

長岡市教育委員会子ども未来部 子ども・子育て課子育て支援係 宛

【提出に関する注意事項】

- 申請書類を郵送される場合、重要書類が含まれるため、簡易書留等配達確認がとれる方法で送付してください。
- 提出された書類を確認し、審査を行います。提出書類に不備、不足等がある場合、審査に時間を要することがあるため、十分に確認のうえ提出してください。

3 訪問等による調査の実施

■登録申請時の調査

長岡市は、登録申請書の受付後、登録申請書記載内容等の確認のため、事業者が学校外教育サービスを提供する場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

■登録後の調査

長岡市は必要に応じて、参画事業者に対して、利用者の学校外教育サービスの利用の状況、参画事業者が利用者に提供している学校外教育サービスの内容の確認、また本事業の改善、効果の測定のため、必要な調査を行うことがあります。

※本調査のため、長岡市は参画事業者に対して利用者の名簿、サービス申込書の控え、その他資料の閲覧及び提出を求めることができます。

※登録申請を行う参画事業者は、本調査に協力しなければなりません。

4 参画事業者の登録

長岡市は、提出された登録申請書について審査し、受理・不受理の決定を行い、「長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録（受理・不受理）決定通知書（別紙様式2）」により通知するものとします。

登録された参画事業者の情報は、利用者に周知する参画事業者リスト等に掲載します。

■登録を認めない場合

長岡市は、参画を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことができるものとします。

- (1) 登録申請書の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- (2) 登録申請書または申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- (3) 補助金交付要綱、本募集要項に違反したとき
- (4) 補助金交付要綱、本募集要項に定める条件を満たさないとき
- (5) その他、長岡市が認めることのできない事項があったとき

■登録事項の変更等

- ・登録事項を変更する場合は、あらかじめ「長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録内容変更届（別紙様式3）」を提出してください。
- ・参画事業者の登録を抹消する場合は、あらかじめ「長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録抹消届（別紙様式4）」を提出してください。

■その他

- ・参画事業者としての登録は、長岡市が当該参画事業者の提供する学校外教育サービスの内容、安全性その他品質を保証したものではなく、参画事業者は利用者等に対して、長岡市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。

5 参画事業者の登録の取消

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、長岡市は参画事業者に対し「長岡市子どもの学力アップ応援事業参画事業者登録取消通知書（別紙様式5）」をもって、直ちに参画事

業者としての登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより長岡市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

- (1) 登録申請書（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項または「4 参画事業者の登録」に示す登録事項の変更届出等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき
- (2) 「2 参画事業者の登録申請」に定める登録の条件を満たさなくなったとき
- (3) 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、補助金によりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- (4) 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、勧告、指示、命令、処分等を受け、長岡市が登録の取消しが相当と判断したとき
- (5) 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- (6) 「4 参画事業者の登録」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき
- (7) 「14 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- (8) 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、長岡市が参画事業者として不適当と認めたとき
- (9) 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に長岡市から連絡ができないとき
- (10) 参画事業者が行う学校外教育サービスの提供にかかる請求に疑義があり、長岡市が参画事業者として不適当と認めたとき
- (11) 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者への学校外教育サービス提供を行っていると長岡市が判断したとき
- (12) 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「15 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたと長岡市が判断したとき
- (13) 参画事業者が提供した学校外教育サービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき
- (15) 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて長岡市の信用を毀損し、または長岡市の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- (16) その他、補助金交付要綱及び本募集要項に違反したとき

■登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消し後に、利用者より補助事業の利用の申し出があった場合には、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6 参画事業者情報の公開

長岡市は、参画事業者の名称、登録教室名、教室所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

7 補助金交付決定通知書の有効性の確認

- (1) 参画事業者は、利用者から補助金交付決定通知書の提示を受ける際、善良な管理者の注意をもって補助金交付決定通知書の有効性を確認しなければなりません。
- (2) 補助金は同通知書に記載された対象者しか使用することができないため、参画事業者は、補助金交付決定通知書の提示を受ける際には、申請者、利用生徒の氏名を確認し、本人であるかの確認を行わなければなりません。
- (3) 参画事業者は補助金交付決定通知書の偽造、変造を発見した場合、速やかに長岡市にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。
- (4) 参画事業者が、(1)の有効性の確認及び(2)の利用者の本人確認を行わず、または確認が不十分であったことにより生じた損害、その他参画事業者の責に帰すべき事由により生じた損害は参画事業者の負担とします。
- (5) 補助金交付決定通知書の偽造、変造、その他不正利用により生じた損害について、長岡市はこれを賠償する責を負いません。
- (6) (4)及び(5)に該当する場合、長岡市は「12 補助金の請求」に定める参画事業者への支払いについて、支払いの留保または取消しをすることができるものとします。

8 補助金決定通知書の無効及び利用者の資格喪失

長岡市は、補助金交付決定通知書の偽造、複製、紛失、その他同通知書の適正な利用を妨げる事象が発生した場合や、補助金交付要綱に定める利用者の要件を満たさなくなった場合、資格を喪失させることとします。

9 補助事業における学校外教育サービスの利用

- (1) 参画事業者は、利用者から補助事業の利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除いては、本募集要項に従い、当該利用者を参画事業者の顧客として受け入れなければなりません。
- (2) 参画事業者は、利用者から補助事業の利用を求められた場合、補助金交付決定通知書の提示を求め、同通知書に記載された申請者、利用生徒の氏名を確認し、本人であるかの確認を行わなければなりません。
- (3) 参画事業者は、利用者から申し込みもしくは相談があった場合、利用者に対して補助金の対象となるサービスを提示したうえで、補助金を活用した学習プランの提示や、その他学校外教育サービスの利用等について詳細な説明を行うこと。
- (4) 参画事業者が補助事業を利用する生徒に提供する学校外教育サービスにかかる料金は、補助事業を利用しない生徒に提供する学校外教育サービスにかかる料金を上回ることは認められません。(料金免除や割引は可とする。)
- (5) 参画事業者は、利用者から提示された補助金交付決定通知書の写しをとり、保管しなけれ

ばなりません。

- (6) 参画事業者は、本事業における学校外教育サービスの提供を開始したときは、直ちに「長岡市子どもの学力アップ応援事業利用開始届（別紙様式6）」を提出すること。
- (7) 参画事業者は、利用者に補助事業にかかる学校外教育サービスの利用状況等が分かる資料（利用明細等）を提供すること。

10 拠助対象経費

■ 拠助金を利用できる費用

拠助金を利用できる費用は次の通りとし、拠助金交付決定額を超えないものとします。

- (1) 入学金（入会金）等学校外教育サービスの提供を受けるための初期費用
- (2) 授業料（受講料）及び受験料（試験料）等学校外教育サービスの対価として支払う費用
- (3) 教材・教具等の費用で、学校外教育サービスを利用するため必要不可欠な物品等で参画事業者にその支払いを行うべき費用（利用者が提供を受ける学校外教育サービスの利用に付随しない物品等の費用及び参画事業者以外の事業者等に支払われる物品等の費用は含まない。）
- (4) 学校外教育サービスを利用するため必要不可欠な諸雑費
- (5) その他、長岡市が認めた経費

■ 拠助金を利用できない費用

次の費用に拠助金を利用することはできません。

- (1) 参画事業者以外の事業者に支払うべき費用
- (2) 学校外教育サービスを利用するため必要でない物品の費用
- (3) 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、拠助金交付要綱または本募集要項が定める学校外教育サービス以外の費用
- (4) その他、長岡市が不適当と認める費用

11 拠助金の利用期間

拠助金の利用期間は、拠助金交付決定通知書の日付が属する年度の8月から翌年の3月末までとし、その間に利用した学校外教育サービスの対価のうち、拠助金の交付決定額を上限に補助するものとします。

12 拠助金の請求

参画事業者は、拠助金交付対象者（利用者の保護者）からの拠助金の請求及び受領委任により、次の手続きにより拠助金の請求を行うこととします。

- (1) 参画事業者は、サービス提供後、長岡市子どもの学力アップ応援事業補助金利用実績報告書（以下、「実績報告書」という。）に、提供した学校外教育サービスの内容・費用等の必要事項を記載し、拠助金交付対象者（利用者の保護者）から確認してもらうとともに、住所・氏名の記載及び押印をもらいます。実績報告書には、参画事業者が利用者に送付する学校外教育サービスの提供の実績等が分かる資料の写しを添付します。
- (2) 参画事業者は（1）の拠助金交付対象者による実績報告書と併せて、長岡市子どもの学力

アップ応援事業補助金請求書（以下、「補助金請求書」という。）に実績報告書の写しを添付し長岡市に提出します。

- (3) 長岡市は、実績報告書を審査し、補助金の額を確定し補助金交付対象者に通知します。
- (4) 長岡市は、(3)の補助金の額の確定をもって、補助金請求書の請求額が適正であると認めたときは、補助金請求書受理日から30日以内に参画事業者に対して補助金を支払います。

■支払いの取消

長岡市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、本事業の利用にかかる請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、長岡市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- (1) 「15 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- (2) 「5 参画事業者の登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- (3) 参画事業者において補助金交付決定通知書の不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- (4) 参画事業者が行った学校外教育サービスの利用にかかる請求が正当なものでないとき、または実績報告書の記載内容に不実不備があるとき
- (5) 「8 補助金交付決定通知書の無効及び利用者の資格喪失」、「13 補助事業における学校外教育サービスの利用の拒否」に反して、利用者へ学校外教育サービスを提供し、そのサービス対価の支払いを受けたとき
- (6) 参画事業者の事情により、利用者に対する学校外教育サービスの提供が困難になったとき
- (7) 「5 参画事業者の登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者に学校外教育サービスを提供し、そのサービス対価の支払いを受けたとき
- (8) その他、利用者への学校外教育サービスの提供が実施要綱及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

■支払いの留保

長岡市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、長岡市が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- (1) 参画事業者が行った補助事業の利用にかかる請求に疑義があると長岡市が判断したとき
- (2) 参画事業者が「5 参画事業者の登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると長岡市が認めたとき
- (3) 参画事業者が行った利用者への学校外教育サービス提供について、「12 補助金の請求

■支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると長岡市が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、長岡市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、長岡市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、長岡市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

13 据助事業における学校外教育サービスの利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、本據助事業における学校外教育サービスの利用を拒否するとともに、直ちに長岡市に連絡し、長岡市の指示に従うものとします。

- (1) 利用者から提示された據助金交付決定通知書等によって利用者本人であることを確認することができなかつたとき
- (2) 明らかに偽造、変造、模造と判断できる據助金交付決定通知書の提示を受けたとき
- (3) 据助金交付決定通知書を提示する者が明らかに不審であると思われたとき
- (4) その他據助事業における学校外教育サービスの利用等について不審があると思われたとき

14 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の長岡市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

15 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者への学校外教育サービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、長岡市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。
- (2) 個人情報を利用者へ学校外教育サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないよう必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を長岡市に報告しなければなりません。
- (5) 長岡市は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を長岡市に報告しなければなりません。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、長岡市またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- (10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守さ

せるために必要な措置を講じなければなりません。

- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

16 利用者との紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、学校外教育サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、勧告、指示、命令、処分等を受けた場合、直ちにその旨を長岡市に報告しなければなりません。
- (3) 長岡市は、参画事業者に前項の事象等が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (4) 参画事業者は、(2)の事象等が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を長岡市に報告しなければなりません。
- (5) (4)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (6) 参画事業者は、学校外教育サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- (7) (1)及び(6)の場合、長岡市は一切の責任を負わないものとします。

17 損害賠償責任

参画事業者が補助金交付要綱、本募集要項に違反した結果、利用者、長岡市またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

18 問い合わせ先

長岡市教育委員会子ども未来部子ども・子育て課

TEL 0258 (39) 2300 (平日 8:30~17:15)